

「店頭外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

平成25年7月12日
(下線部分変更)

新	旧
<p>第3条（店頭外国為替証拠金取引口座開設の申し込み）</p> <p>1. お客様は、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「本口座」といいます。）の開設を申し込むことができます。</p> <p>(1) 当社の店頭外国為替証拠金取引の仕組み、店頭外国為替証拠金取引のリスク及び当社の店頭外国為替証拠金取引の特徴について理解し、本約款、店頭外国為替証拠金取引説明書、及び当社の「店頭外国為替証拠金取引ルール」（以下「取引ルール」）の内容に同意・承諾していること。</p> <p>(2) お客様が個人である場合、次の基準を満たすこと</p> <p>(a) 年齢20歳以上80歳以下の成人であること。</p> <p>(b) 100万円以上の金融資産があること。</p> <p>(c) 原則、<u>金融商品取引業者の従業員でないこと。</u></p> <p>(d) <u>金融先物取引業務に従事する従業員でないこと。</u></p>	<p>第3条（店頭外国為替証拠金取引口座開設の申し込み）</p> <p>1. お客様は、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「本口座」といいます。）の開設を申し込むことができます。</p> <p>(1) 当社の店頭外国為替証拠金取引の仕組み、店頭外国為替証拠金取引のリスク及び当社の店頭外国為替証拠金取引の特徴について理解し、本約款、店頭外国為替証拠金取引説明書、及び当社の「店頭外国為替証拠金取引ルール」（以下「取引ルール」）の内容に同意・承諾していること。</p> <p>(2) お客様が個人である場合、次の基準を満たすこと</p> <p>(a) 年齢20歳以上80歳以下の成人であること。</p> <p>(b) 100万円以上の金融資産があること。</p> <p>(c) 金融商品取引業者の従業員でないこと。</p>